

# 第74回国民体育大会（第75回冬季大会）中国ブロック大会 島根県実行委員会会則

## 第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、第74回国民体育大会（第75回冬季大会）中国ブロック大会島根県実行委員会（以下、「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、第74回国民体育大会（第75回冬季大会）中国ブロック大会（以下「大会」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）大会に必要な企画運営に関すること。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- （3）大会の準備及び運営に必要な予算の編成、執行及び資金の調整に関すること。
- （4）前号のほか、本会の目的達成に必要な事業。

## 第2章 組 織 及 び 役 員

（組 織）

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、公益財団法人島根県体育協会理事長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- （1）島根県体育協会役員
- （2）島根県環境生活部職員
- （3）島根県教育委員会事務局職員
- （4）開催競技団体関係者
- （5）開催市町村関係者
- （6）その他関係機関、団体関係者

4 前第2項及び第3項の委員に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

（役 員）

第5条 本会に会長のほか次の役員を置く。

- （1）副 会 長 若干名
- （2）常任委員 若干名
- （3）監 事 2 名

（役員の委嘱）

第6条 副会長、常任委員及び監事は委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を組織する。

4 監事は、事業及び財務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、本会の解散の日までとする。

### 第3章 会 議

(会議の種類)

第9条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総 会

(2) 常任委員会

(総 会)

第10条 総会は会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関する事。

(2) 大会運営の基本方針に関する事。

(3) 予算及び決算に関する事。

(4) 常任委員会に委任する事項に関する事。

(5) その他重要な事項に関する事。

3 総会の議長は、会長または会長の指名する副会長をもって充てる。

4 総会の議事は、出席委員(代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。)の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 委員長は、公益財団法人島根県体育協会専務理事をもって充てる。

3 常任委員会の議長は、委員長または委員長の指名する副委員長をもって充てる。

4 常任委員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関する事。

(2) 総会を招集するいとまがなく、緊急に処理を要する事項に関する事。

(3) その他会長が必要と認める事項に関する事。

5 前項第2号及び第3号の規定により議決したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

6 前条第4項の規定は、常任委員会の会議に準用する。

### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第12条 会長は総会及び常任委員会（以下、本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

3 会長は、総会が議決すべき決算のうち、最終の総会に係る会議費について、これを専決処分することができる。この場合、前項にかかわらず、次の総会における承認を省略するものとする。

## 第5章 事 務 局

（事務局）

第13条 本会の事務を処理するため本会事務局を公益財団法人島根県体育協会内に置く。

2 事務局に関する必要事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会 計

（会 計）

第14条 本会の経費は、負担金、補助金、参加料、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、この会則の施行の日から翌年の3月31日をもって終わる。

## 第7章 解 散

（解 散）

第15条 本会は、第2条の目的が達成されたときに、総会の議決により解散する。

（残余財産の帰属）

第16条 本会が解散した場合において、残余財産は公益財団法人島根県体育協会に帰属するものとする。

## 第8章 補 則

第17条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成31年4月1日から施行する。